

## 7. 障がいのある子どもたちのために

### 身体障害者手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体に障がいのある児童が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

- 対象：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある児童
- 手続き：身体障害者手帳交付申請書に、指定医師の診断書・意見書を添えて申請いただきますが、事前にご相談ください。

### 療育手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

知的障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象：児童相談所で知的障害と判定された児童
- 手続き：上記の判定を受ける前に、申請手続き（生育歴の聞き取り等があります）が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

精神障がいまたは発達障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象：精神疾患または発達障がいのある児童で、精神障害のため日常生活または社会生活において制約があり、初診日から6か月を経過している児童
- 手続き：申請の際に医師による手帳用診断書の添付が必要となりますので、医療機関にご相談のうえ、申請してください。

### 在宅重度心身障害者手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

在宅の重度心身障がい者に対し、生活の向上と福祉の増進を図るため支給するものです。

- 対象及び手当月額：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童
  - ・身体障害者手帳 1・2級：5,000円、 3級：2,000円
  - ・療育手帳 ㊤・A：5,000円、 B：2,500円
  - ・精神障害者保健福祉手帳 1級：5,000円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・市町村民税が課税されている
- ・障害児福祉手当を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している